

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は経営理念「味覚とサービスを通して都会生活に安全で楽しい食の場を提供する」を共有の志とし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、健全性及び透明性を高めることが重要な経営課題であると考えております。

そのため、お客様第一に、株主はじめ、従業員、お取引先、地域社会等、様々なステークホルダーの皆様との協働により、信頼を高め、良好な関係の維持発展に努めるとともに、適切な情報の開示・提供に積極的に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

1 - 2 当社では、機関投資家や海外投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備は必要と認識しております。現時点で、当社の株主構成における機関投資家や海外投資家の比率は相対的に低いと考えています。今後、機関投資家や海外投資家の比率等を勘案しながら、議決権電子行使プラットフォームの利用等や招集通知の英訳を判断します。

2 - 4 当社は、経営理念において「企業目標の達成とその過程における全社員の充足感を満たす」と定義しており、兼ねてから女性・外国人・中途採用者など区別なく公正公平な評価をもとに人材育成と管理職登用を推進しております。そのため特定の性別、人種他、補充原則にて多様性の対象とされている者に対する目標値は掲げておりません。また必要に応じて適材適所での人員配置とすることを基本方針としているため、数値目標は開示いたしません。管理職登用実績としては以下の通りです。

2 - 6 当社は、企業年金の運用は行っておりません。従業員の安定的な資産形成については従業員持ち株会、退職金制度、財形貯蓄等の制度を運用しております。アセットオーナーとして期待される機能の発揮に必要な専門性を持った人材育成は急務でないものと考えております。

3 - 1 当社ではサステナビリティについての取り組みについては、有価証券報告書や株主総会招集通知などで開示しております。人的資本への投資については、ISO30414で示されている内容について定量的に把握している部分が存在、また知的財産への投資につきましても所有する多くの特許技術、商標などが存在します。しかし中期経営計画を未開示であることから、経営戦略とあわせて開示できる段階にありませんので現時点では提供しておりません。今後検討を進めてまいります。

4 - 1 当社は、激しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、数値目標をコミットメントする中期目標は策定しておりません。単年度予算と実績との乖離に関する原因分析は四半期に一度の事業計画会議で行っており、決算発表資料等を通じ株主を含むステークホルダーに対し開示・説明を行っております。今後は、戦略的な方向付けとなる中期経営計画の公表に向けて検討してまいります。

4 - 1 当社は代表取締役候補者を、当社取締役・執行役員として経営の意思決定に関与させることを通じて、当社代表取締役後継者に必要とされる知識・経験・能力を培わせています。また、当社取締役会は、後継者として必要とされる知識・経験・能力の集積状況を確認することによって、育成計画を監督しています。

4 - 2 取締役会は、経営陣幹部が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力や資本効率等の改善を図るべく行う積極的な議案の付議について株主への説明責任を果たす観点から、社外取締役、監査役が独立した客観的な立場でそれぞれ適切に意見を述べるなど、多面的な検討を行っています。また、承認した議案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定を支援すべく、案件によっては各部門の取締役、執行役員による定例会議等にて、それぞれの立場から支援方法を検討するなど、各部門間で連携を図りながら進めています。取締役の報酬については、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている不安定な環境下と考えており、現時点でインセンティブ等の報酬設定するのは現実的でないと考えています。

4 - 2 当社の経営陣に関する報酬の考え方や手続きに関してはコード第3章3 - 1でお示ししている通りです。今後は中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定することも検討を行ってまいります。

4 - 2 当社は、サステナビリティに関する取り組みを有価証券報告書や株主総会招集通知にて開示しており、経営理念、行動規範に基づき、お客さま、取引先、株主・投資家、従業員、地域社会など全てのステークホルダーとの対話を尊重し、持続可能な社会の構築に積極的に役割を果たすとともに、企業価値の向上に努めることを基本方針としております。人的資本・知的財産への投資等に対する考え方は【原則3 - 1】にてお示ししております。これらをはじめとする経営資源の配分や事業ポートフォリオに関する戦略の実行についての監督については、中期経営計画等とあわせて今後検討してまいります。

4 - 8 当社は支配株主を有しておりません。

4 - 10 当社は現時点では任意の委員会設置は行っておりません。指名や報酬決定のプロセス、審議内容等は公正かつ透明性の高い手続きに従い、適切に実行できていると考えております。しかしながらより高い透明性や充実した審議を求め、統治機能の更なる充実に際しては、新たな仕組みの活用も今後検討してまいります。

4 - 10 当社は取締役の指名・報酬に係る任意の諮問委員会等は設置しておらず、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などについては、取締役会で決定しております。なお、現状においては、指名・報酬等が適切に決定され、現行の仕組みは適切に機能しており、任意の諮問委員会等は必要ないものと考えております。しかしながら多様化が進む中では設置を検討するべきものと認識しております。

4 - 11 当社における取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性等に関する考え方及び取締役の選任に関する方針・手続きについては、取締役候補の指名に関する考え方と同様であり、原則3-1()に記載のとおりであります。スキル・マトリックスに関しては開示しておりませんが、今後作成を検討してまいります。独立社外取締役は会計事務所の代表を務めております。

4 - 11 当社は、独立性の高い社外取締役や社外監査役から取締役会の運営に関する意見を積極的に取り入れ、取締役会の実効性の確保に努めておりますが、現時点においては各取締役による自己評価と、取締役会全体の実効性の分析・評価については実施しておりません。取締役会の機能を向上させるという観点から、今後実施することを検討しておりますが、その具体的な評価方法も含め、詳細については検討してまいります。

5 - 2 当社は中期経営計画のような具体的な計画を公表しておりません。今後作成する中期経営計画の中で、自己の資本コストを的確に把握した上で、資本政策の基本的な方針を示すとともに、株主に対してわかりやすい言葉・論理で説明が出来るよう進めてまいります。

5 - 2 経営戦略等を新たに公表する段階では、取締役会において決定された事業ポートフォリオに関する基本的な方針など、本原則の内容について、わかりやすく示すよう進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社では、コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示事項を含め、基本原則・原則・補充原則すべてに対する当社の取り組み状況や取り組み方針について、「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」として、次の当社ホームページに掲載しております。
<https://www.towafood-net.co.jp/investor/IRLibrary/tabid/340/Default.aspx>

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岸野 秀英	1,580,000	19.58
柏野 雄二	1,480,000	18.34
株式会社誠香	1,150,300	14.25
岸野 誠人	790,800	9.80
安藤 香織	514,900	6.38
株式会社久世	64,000	0.79
森永乳業株式会社	64,000	0.79
日清オイリオホールディングス株式会社	64,000	0.79
サントリー酒類株式会社	64,000	0.79
UCCホールディングス株式会社	60,300	0.75

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	4 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小川 一夫	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小川 一夫	○	——	(選任理由) 公認会計士として長年培ってきた豊富な知識や経験および他社での社外監査役としての経験が経営の透明性および公正性を高めると判断したため (独立役員に指定した理由) 同氏と当社間において、特別な利害関係は認められず、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人が緊密な連携体制の基、四半期ごとの定期的情報交換の他、適宜意見交換を行い、監査の実効性ならびに効率性の向上に努めております。また社長直属の監査室(3名)を設置しており、監査役は内部監査状況について全件報告を受ける他、適宜意見交換・情報交換を行うなど、連携を密にして、監査役の機能強化に向け監査の実効性ならびに効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
二宮 類四郎	他の会社の出身者													
興石 正博	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
二宮 類四郎	○	――	(選任理由) 見識に優れ、金融部門の専門的な知識及び実務経験を有しており、当社の監査機能を果たすことができるため (独立役員に指定した理由) 同氏と当社間において、特別な利害関係は認められず、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を独立役員として指定しております。

興石 正博	○	_____	(選任理由) 法務、経営戦略、財務面におけるマネジメント経験と監査面での豊富な経験を有しているため (独立役員に指定した理由) 同氏と当社間において、特別な利害関係は認められず、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を独立役員として指定しております。
-------	---	-------	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

第11期定時株主総会招集通知に記載の通り、新株予約権付与対象者全員からの申し出により、平成21年7月に新株予約権は消滅しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

2021年4月期における取締役及び監査役の年間報酬は次の通りであります。

取締役の年間報酬 35,550千円

監査役の年間報酬 9,630千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役及び監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2020年7月30日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当社の取締役の報酬は金銭による固定報酬としており、生活基盤の安定を最小限保障することにより職務に専念させるとともに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の職責を踏まえた適正な水準とすることを基本としております。業績連動報酬等及び非金銭報酬等の支給はございません。当社の監査役は報酬は金銭による固定報酬としております。株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、常勤・非常勤の別、監査業務の分担状況、取締役報酬の内容および水準等を考慮し、監査役の協議により決定します。

2. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、役員の報酬総額は、株主総会の決議により定めております。取締役の報酬総額は2002年7月26日定時株主総会決議にて月額10,000千円以内、監査役の報酬総額は2018年7月31日定時株主総会決議にて月額3,000千円以内と決議しております。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に係る委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、取締役会において代表取締役社長に個人別の報酬等の内容の決定を委任する旨の決議を行い、業績貢献度、業績向上に向けた各個人の機能、企業価値向上への貢献度、経営環境等を考慮の上、社外取締役の意見も考慮した上

で代表取締役社長CEOである岸野誠人が決定しております。この権限を委任した理由は、当社を取り巻く環境や経営状況等を最も熟知し、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務を把握しているため、総合的に役員の報酬額を決定できると取締役会が判断しているためです。取締役会は役員報酬の範囲内で支給が行われているかを確認しており、その内容が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針にそうものであると判断しております。なお、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定方針につきましては、今後も決定手続き等に関して透明性のある当社にあった役員報酬制度となるよう、引き続き検討していく所存です。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および社外監査役に対しては、取締役会において十分な意見、指摘及び質問を行うことができるように、取締役会上程議案を含む経営会議を原則として週に一度開催し、その都度、情報提供、報告、資料の送付を行っております。取締役会の招集通知は、最低でも一週間前に通知をしており、審議時間および開催頻度は、重要な業務執行の決定および職務執行の監督の為に必要かつ十分な議論が可能になるよう設定しております。また、常勤監査役が適宜主管部門の責任者との情報交換を通じて情報収集に努め、毎月開催の監査役会で報告、連絡等を行うことによってサポートを行っております。

また、当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)および監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役および監査役が職務遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は被保険者である対象者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお、補填する額については限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数					一名
その他の事項					

当社では、代表取締役社長等を退任した者が、相談役や顧問等に就任しておりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の取締役会は、取締役4名(うち独立役員社外取締役1名)、監査役3名で構成されております。取締役会は定例(毎月1回)の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決議、取締役からの職務執行状況や重要事項の報告を受ける等により、迅速且つ適正な意思決定のできる体制となっております。

監査につきましては、内部監査を担当する社長直属の監査室(3名)を設置し各部門、店舗の業務執行状況およびコンプライアンス状況の監査を行い、関連部門への監査報告、改善提案を通じて、業務の適正化、効率化に資する体制となっております。

監査役は3名(うち1名が常勤で、2名が独立役員社外監査役)をもって監査役会を構成しており、各監査役の独立性を確保しながら取締役の職務執行を監査する機関として、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、代表取締役社長との意見交換および監査室との連携等により、監査役の連携強化を図る体制となっております。

当社の会計監査人は東光監査法人であります。東光監査法人により会社法ならびに金融商品取引法に基づく会計監査を受けており、その監査の過程において内部統制についてのアドバイスを受けております。

当事業年度における業務執行の会計監査人は以下のとおりであります。

業務執行社員 鈴木昌也 安彦潤也

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在監査役3名中2名が社外監査役であり、独立・公正・客観的な立場で業務執行を監査し適法性にとどまらず経営全般について助言を行う他、監査役は、会計監査人、監査室との連携により取締役の職務執行について十分な監査機能を確保していると考えられること、独立役員である社外取締役の客観的な観点によって、取締役会の意思決定に対する監督機能を強化し得る考えられることから本体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の18日前に発送
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会を7月30日に開催
電磁的方法による議決権の行使	インターネットでの議決権行使を実施
その他	第22期有価証券報告書を株主総会3日前の7月27日に提出。内容を確認いただいた上で、定時株主総会への参加を可能としている。 招集通知にQRコードを付け、パソコン、タブレット、スマートフォンで招集通知の閲覧を可能とし、議決権行使も行えるようにしている。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト(https://www.towafood-net.co.jp)に、「投資家情報」のページを設け、下記の資料を掲載しています。 ・決算情報を含む適時開示情報(IRニュース/コーポレートガバナンスの状況他) ・月次売上高速報 ・有価証券報告書/四半期報告書 ・株主総会招集通知/株主通信 ・新規出店のお知らせ/ニュースリリース ・取締役会での重要な決定事項および適時開示	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・PR推進室を設置しております	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	食品製造・販売を行っている事業者の責任として、食品リサイクルを通じて食糧廃棄物の削減や処理に伴うCO2削減を図っており、SDGs認定を取得しております。またNPO法人が運営する障害者福祉施設や医療、介護、育児施設等への自社工場製品の寄贈を行う等の社会貢献活動を推進しております。定時株主総会招集通知、当社IRにて公表を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	議決権基準日から2カ月以内に株主総会を実施し、かつ株主総会前に有価証券報告書を提出しております。
その他	当社は公正な情報開示を推進し、全てのステークホルダーに対して適宜、正確な経営情報開示を行っていく方針でございます。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、上場企業として社会的使命と責任を果たし、継続的な成長・発展を目指すため、コーポレート・ガバナンスが重要な経営課題であるとの認識に立ち、株主に対し一層の経営の透明性を高めるため、公正な経営の実現を目的として以下の基本方針に従い内部統制システムの整備・運用に努めております。

1 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)「味覚とサービスを通して、都会生活に安全で楽しい食の場を提供する」を共有の志として、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

(2) 取締役会は、取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合しているかどうかを監督し、必要に応じて執行役員または主管部門の責任者から報告を受けるとともに、必要な決議、指示・指導を行う。

(3) 監査役は、取締役の職務執行を監査すると共に、執行役員およびその管轄部門の職務が法令・定款・社内規程に沿って適切に行われているかどうかを監査する。

(4) コンプライアンスに関する事項を統括する部門は、コンプライアンス体制の構築・推進を行い、取締役会及び監査役会に審議内容および活動を報告する。また、社員が直接報告する事を可能とする報告相談窓口を設置し、従業員等がコンプライアンス上の問題点を直接通報できる体制とする。なお、報告・通報を行った社員に対し、報告・通報を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。

(5) 監査室は、社内の組織の業務が法令・定款・社内規程に沿って適切に行われているか監査すると共に、改善を要する事項について指導を行う。

2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議およびその他の重要な会議における決議事項、報告事項並びに稟議決裁の情報を安全に保存・管理する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の事業に関するコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクに対し、担当取締役および執行役員は管轄する部門における対応策を準備するとともに、必要に応じて規定、ガイドラインおよびマニュアルの制定・配布、研修、マニュアルの作成などを実施する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会は、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行の監督をすると共に、取締役から月次の業績等職務執行状況の報告を受ける。

(2) 取締役会は、各部門が担うべき職務分掌を定め、当該職務分掌に基づき会社全体の組織業務を効率的に運営する。

(3) 取締役・執行役員による経営会議を原則として毎週1回開催し、情報の共有、職務執行状況の確認を行い、全監査役への情報共有を行っている。

5 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、速やかに取締役会と監査役会が合意する人選を行って配属する。

6 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

前号の人選によって配属された社員は、監査役会の管理下で業務を遂行し、人事考課等についても取締役から独立した体制とする。

7 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制および報告者が当該報告をした事を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 監査役が求めた場合、取締役及び執行役員および従業員等は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について速やかに報告する。

(2) 取締役・執行役員および従業員等は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。

(3) 監査役は報告した取締役及び従業員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び従業員等に周知徹底する。

8 監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行上必要とする費用の前払または債務の償還の手続きその他の職務執行について生じる費用等の請求について、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9 その他監査役職務の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(1) 監査役は、監査室の年次監査計画について説明を受け、その実施状況について適宜報告を受ける。

(2) 監査役および監査役会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に適宜会合を待ち情報交換を行う。

(3) 取締役社長（必要に応じて、他の取締役）は、監査役と定期的な意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会勢力に対しては、排除に向けた体制を構築するとともに、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

1) 基本方針

当社は、情報開示を最も重要な経営課題の一つであると認識し、各種法令を遵守し、ポジティブまたはネガティブであるかにかかわらず、迅速な情報開示に努めます。また、特定の機関又は個人に対して、未公表の重要情報を選択的に開示することを避け、広く公平な情報開示に努めます。

2) 適時開示の基準

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従って情報を開示いたします。

また、当該法令又は規則で開示が求められない場合でも、経営の透明性を高め、当社をより良く理解いただくにあたり有効と判断される事項については、積極的に公開してまいります。

3) 取扱責任者及び適時開示担当部門

当社の情報取扱責任者は、IR担当役員が就いています。

また、当社の適時開示は、管理本部が担当しています。

4) 適時開示の方法・手順

(1) 適時開示担当部門への報告・適時開示の検討

情報取扱責任者及び管理本部は、取締役会、各部門に対し開示情報に該当する可能性のある情報の報告を求めています。報告された情報について、適時開示規則等に基づき情報取扱責任者と協議し、適時開示すべき情報か否かの検討を行います。

(2) 適時開示資料の作成・公表

適時開示しなければならない情報に該当すると判断した場合、管理本部にて開示資料を作成します。作成した開示資料は、情報取扱責任者による確認を行い、必要に応じて情報管理責任者が取締役会へ報告を行います。確認後、管理本部にて東京証券取引所のTDnetにおいて適時開示を行います。

また、広く公平な情報開示を行うため、以下の開示情報を当社ホームページ上で公開いたします。

- ・東京証券取引所のTDnetにより開示した重要事実
- ・定期的作成資料
- ・決算情報を含む適時開示情報(IRニュース/コーポレートガバナンスの状況他)
- ・月次売上高速報
- ・有価証券報告書/四半期報告書
- ・株主総会招集通知/株主通信
- ・新規出店のお知らせ
- ・取締役会での重要な決定事項および適時開示
- ・ニュースリリース(随時)

当社のコーポレートガバナンス体制

2021年7月30日現在

